

障害者差別 解消法が 始まります



すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に制定されました。

平成28年4月1日に施行されるこの法律についてお知らせいたします。

障害者差別解消法とは？

この法律は、国・道・市町村などの行政機関や、会社・お店などの民間事業者における障がいを理由とした差別をなくし、すべての人が障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

対象は、障害者基本法に定められた障がいのある人すべてにおいて、障害者手帳を持っていない人も含まれます。

障がいを理由とした差別とは？

この法律により、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

◇不当な差別的取り扱い・・・

不当な理由もなく、障がいがあるということを理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることなど

※「車いすだからといってお店に入れない」などは、障がいのない人と違う扱いをしているので「不当な差別的取り扱い」と考えられます。ただし、他にお店に入る方法がない場合などは「不当な差別的取り扱い」にならないこともあります。

◇合理的配慮の不提供・・・

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁（※1）を取り除くために、必要で合理的な配慮（※2）を行わないこと



※1 社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁になるもの。

・ 通行や利用しづらい設備・施設や制度、障がいのある人を意識していない慣習・文化や偏見など

※2 合理的配慮

・ 車いすの人が乗り物に乗るときに手助けする。

・ 映像資料に手話や字幕を付ける

・ 障がいのある人の障がい特性に応じた手段（筆談・読み上げなど）で対応する。

・ 難しい漢字に振り仮名を付けるなど

平成28年4月の法施行に向けて

法律が施行されると、不当な差別的取り扱いは、行政機関だけでなく民間事業者でも禁止されます。また、障がいのある人への合理的配慮については、行政機関には法的な義務が生じ、民間事業者には努力義務が生じます。

障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。一人一人がこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

◇お問い合わせ先

健康福祉課保健グループ
電話 34-3955

